

# 『後漢書』李賢注に引く『前書音義』について

渡邊 義浩・池田 雅典・洲脇 武志

## はじめに

中国の二十四正史の一つに数えられる『後漢書』は、劉宋の范曄が著した本紀・列傳の本文、それに対する唐の李賢の注、西晉の司馬彪が著した八志、それに対する梁の劉昭の注という寄せ集めにより構成される<sup>(1)</sup>。それは、志を完成する以前に范曄が枉死したためで、梁の劉昭がまず、范曄の本紀と列傳に注を施すとともに、司馬彪の八志を補い『集注後漢』を著した<sup>(2)</sup>。これを受けて最終的に『後漢書』に注を附した李賢は、いかなる状況の中で『後漢書』と向き合つたのであろうか。差し当たつて、李賢が注を附す際に参照した書籍を特定することは、『後漢書』およびその注の来歴を検討するための手がかりとなる。本稿は、李賢が注に引く『前書音義』に着目し、その由来を考察することにより、李賢を取りまく文化的環境の一端を検証するものである。

## 一、章懷太子李賢

李賢の伝記は、『舊唐書』卷八十六 高宗中宗諸子、および『新唐書』卷八十一 三宗諸子に掲げられる。主として前者に拠れば、李賢は唐の第三代皇帝である高宗の第六子。母は則天武后である。高宗は、つとに聰明であつた李賢に期待するところが大きかつたようで、『舊唐書』卷八十六 高宗中宗諸子 李賢傳には、

此の兒 已に讀みて尚書・禮記・論語を得、古の詩賦を誦すること復た十餘篇、暫く領覽するを經て、遂に即ち忘れず。我曾て論語を讀ましめたるに、賢を賢として色を易めよに至るや、遂に再三 覆誦す。我何爲れぞ此の如くすと問ひたれば、乃ち性として此の言を愛すと言ふ。方に夙成聰敏なること、天性より出づるを知る。

という高宗の言葉が伝わつてゐる。五歳であつた永熙六（六五五）年には、潞王に封ぜられ、十一歳の龍朔元（六六一）年、沛王となり、揚州都督・左武衛大將軍を兼ねた。この間、顯慶三（六五八）年に『文選』注を上表した李善が、李賢に仕えている<sup>(3)</sup>。唐初の顯學は、三禮（儒教）・漢書（史学）・文選（文学）の学であつたといふ<sup>(4)</sup>。李賢は、文選学を李善から受けるとともに、漢書学を劉訥言から授かつた。劉訥言は當時、漢書学における宗匠と称えられていた<sup>(5)</sup>。劉訥言は、そのまま李賢の『後漢書』注の編纂に参与することになる。

李賢が『後漢書』の注を編纂したのは、皇太子になつてからである。上元一（六七五）年、皇太子であつた兄の李弘が急死したのである。母の則天武后的言いなりにならなかつたため、毒殺されたのだといふ<sup>(6)</sup>。代わつて皇太子に立てられると李賢は、学者を集めて『後漢書』の注釈に着手した。後漢は外戚が猛威を振るつた時代である<sup>(7)</sup>。皇后として専権を振るう母への対抗策を『後漢書』に求めたのであろうか。その甲斐なく李賢は、則天

武后により廢位され、文明元（六八四）年には自殺を迫られた<sup>(8)</sup>。三十一年の生涯であった。

『舊唐書』卷八十六 高宗中宗諸子 李賢傳によれば、李賢のもとに集められた学者は、太子左庶子の張大安、太子洗馬の劉訥言、洛州司戸參軍の格希元、學士の許叔牙・成玄一・史藏諸・周寶寧らである。儀鳳元（六七六）年には、編纂が完了し上進しているから<sup>(9)</sup>、約一年間という短期間で完成したことになる。多数の学者を動員したとはいえ、当然、先行する『後漢書』への注釈を多く利用したと考へてよい。

李賢が『後漢書』に注を附する際に、最も基本となつたものは、劉昭の注であろう。しかし、王先謙が『後漢書集解』の卷首に、

又謂へらく、章懷の范に注するは、全て劉昭を本とす。八志の注は昭の原文を用ふ。故に昭の名に仍りて以て識別を爲す、と。甚だしくは且つ謂へらく、章懷紀・傳に於ては、則ち昭注を改め、八志注に於ては、則ち改めざるは、紀・傳に注するは易く、志に注するは難し。乃ち難を避けて易きに趨るを以てなり、と。思はず、昭の補注、唐志の載する所、已に僅かに五十八巻を存するのみにして、志注三十巻を除去すれば、紀・傳に屬する者は、僅かなるを。章懷果たして何によりて之に據るを全くせんや。

と指摘するように、劉昭が注した『後漢書』は、唐代には百八十巻が五十八巻に減少していた。王先謙は、志が難しいため紀傳にだけ注を附したという王鳴盛の李賢への悪口<sup>(10)</sup>を引用したうえで、劉昭注の残存巻数の少なさを指摘し、この悪口を否定している。富永一登注<sup>(3)</sup>著書もまた、李賢が散逸した本紀・列傳に注を施し、残存していた「志」の部分は手を加えず、原注者劉昭の名をそのまま残したのであろう、と推測する。

いざれにせよ劉昭の注は、あまり評判が芳しくなかつた。劉知幾は、『史通』補注篇 第十七に、

竊かに惟ふに、范曄の後漢を刪るや、簡にして且つ周く、疎にして漏らさず。蓋し備はれりと云ふ。而るに劉昭は其の捐てし所を探りて以て補注とし、言は盡く要に非ず、事は皆不急なり。……此をして工たくみと爲すは、多く其の無識を見はすなり。

と、劉昭の注を酷評する。裴松之の『三國志』注のごとく、関連する史書を引いて史料批判を行う注は<sup>44</sup>、唐代では評価され難かつた。唐初の顯學である漢書学の集大成である顏師古注は、他書の雜説を取り、異聞を博めるこ<sup>ト</sup>を退ける態度を貫いている（吉川忠夫注<sup>45</sup>所掲論文）。ゆえに、異聞を集める劉昭注のような形態のほかに、『後漢書』に係わる音義の注も存在した。北魏の劉芳の『後漢書音』、陳の臧競の『范漢音訓』、隋の蕭該の『范漢音』などがそれである（『隋書』卷三十三 經籍二）。李賢の注は、これら両方向の注を集大成して形成されている。

それでは、李賢の注には、具体的にどのような書籍が引用されているのであろう。本紀を事例とすると、李賢注に引用される書籍は、八十二種に及ぶ<sup>46</sup>。これらの書籍は、大別して『史記』『漢書』『春秋』『尚書』といった史実を考察するために引用される史書や經書と『說文解字』『爾雅』『釋名』『方言』といった言語の解釈を目的として引用された小學<sup>47</sup>の書籍とに分かれる。後者の中では、本紀を事例とすると『說文解字』の三十三例、『爾雅』の十九例を抑えて、六十四例も引用されている『前書音義』の引用頻度が最も高い。李賢注の音義の中心となつている『前書音義』とは、いかなる書物なのであろうか。

## 二、李賢注引前書音義と漢書顏師古注

『前書音義』は、『漢書』の難読文字に音注を附したものである。『隋書』卷三十三 經籍志二は、『漢書音義』として、孫吳の韋昭が著した七巻本と、隋の蕭該が著した十二巻本を著録する<sup>14</sup>。前者は『本邦残存典籍による輯佚資料集成及び同続』（京都大学人文科学研究所、一九六八年）に、後者は『玉函山房輯佚書統編三種』（上海古籍出版社、一九八九年）に輯本があるが、李賢注に引用される『前書音義』はこれらの逸文とは異なる。

李賢注では、『後漢書』本紀一上光武帝紀上の李賢注に、

蕭該の音義に云ふ、「潞は上黨に屬す」と。

とあるように、蕭該の音義を引用する場合には、わざわざその名を挙げて明示している。『後漢書』本紀五 孝安帝紀の李賢注に、

前書音義に曰く、「禮に、大行人有り・小行人有り。謚号を主るの官なり」と。韋昭云ふ、「大行とは、反らざるの辭なり。天子崩じ、未だ謚有らず、故に大行と称するなり」と。

とあるように、韋昭の文章を引用する場合にも、明確に『前書音義』と区別して引用している<sup>15</sup>。李賢注の引く『前書音義』は、蕭該・韋昭の著したものではないのである。

唐代の漢書学では、南北に学派が分かれていた。蕭該は南學に属し、『隋書』卷七十五 儒林 蕭該傳に、該の後撰漢書及び文選音義は、咸當時に貴とせらる。

とあるように、その説は隋代では尊重されていた。しかし、北学派を重視する顏師古は、南学の蕭該の説を否定しており、その注釈を用いていない（吉川忠夫注<sup>(5)</sup>所掲論文）。故に、李賢注では師古注とは来歴の異なる蕭該の『前書音義』に氏名を附して弁別したのであろう。結論から言えば、李賢注に頻繁に引用される「前書音義」は、『漢書』の顏師古注を中心とした複数の『漢書』注釈書を指していると思われる。

具体的に検証しよう。紙幅の都合上、事例を本紀に限定し、李賢注に引く『前書音義』と顏師古注との関係を示したものが表一「李賢注引前書音義と漢書顏師古注」である。六十四例のうち、○『前書音義』と顏師古注がほぼ完全に一致するものは十八例、○顏師古注を節略しているものは二十五例、と両者合わせて全体の約七割にのぼる。逆に、顏師古注と何らの関係も認められないものは、わずか一例である。『後漢書』本紀一上 光武帝紀上の更始元年の条（表一の事例7）に、

前書音義に曰く、蒲陽山は、蒲水の出づる所なり。

とあるものがそれである。これは顏師古注ではなく、『漢書』卷二十八下 地理志下の本文に見える。ただ、『漢書』の体裁としてこの部分は、

曲逆。蒲陽山は、蒲水の出づる所にして、東のかた濡に入る。又蘇水有り。亦た東のかた濡に入る。莽は順平と曰ふ。とあるように、注ではないが本文よりも文字を小さく書く部分であり、李賢注はこの部分を注釈と間違えて、これを『前書音義』からの引用とした、と考えてよい。

李賢注が引用する『前書音義』は、顏師古注の圧倒的な影響下にあることが理解できよう。

内容的にも、両者の近接性は実証し得る。『後漢書』本紀一上 光武帝紀上の建武五年の条（表一の事例11）に李賢は注を附して、

殊死とは斬刑を謂ふ。殊は絶なり。左傳に曰く、「其の木を斬るも殊たず」と。一切とは、權時にして久制に非ざるを謂ふなり。並に前書音義に見ゆ。

と述べる。ここでの『前書音義』とは、『漢書』卷一下 高帝紀下と卷十二 平帝紀の顏師古注の節略である。すなわち、『漢書』卷一下 高帝紀下の顏師古注に、

如淳曰く、「之を死罪にすること明白なり」と。左傳に曰く、「其の木を斬るも殊たず」と。韋昭曰く、「殊死は、斬刑なり」と。師古曰く、「殊は絶なり、異なり。言ふころは其の身首離絶して處を異にするなり」と。

とあり、『漢書』卷十一 平帝紀の顏師古注に、

一切なる者は、權時の事、經常に非ざるなり。

とある。この二箇所の顏師古の注を節略しながらつなぎ合わせたものが、ここでの『前書音義』なのである。しかも、両者がともに引く『春秋左氏傳』昭公傳二十三年の条は、「断其後之木而弗殊」とあり<sup>41</sup>、本来「後之」の字があるが、顏師古注と李賢注引『前書音義』は、とともに「断其木而弗殊」とし、「後之」の二字を欠いている。この条の李賢注引『前書音義』は、顏師古の注の孫引き<sup>42</sup>の如くである。

しかし、『後漢書』本紀三 章帝紀の元和二年の条（表一の事例41）の李賢注には、

前書音義に曰く、蘇林曰く、「男に爵を賜ひ、女子に牛酒を賜ふ」と。姚察云ふ、「女子とは爵を賜ふ者の妻を謂ふ」と。

と述べ、蘇林と姚察の説を引用している。一方、これに対応する顏師古注は、『漢書』卷四 文帝紀に見え、蘇林曰く、「男に爵を賜ひ、女子に牛酒を賜ふ」と。師古曰く、「爵を賜ふとは、一家の長 之を得るを謂ふなり。女子とは爵を賜ふ者の妻を謂ふなり。……」と。

とある。ここで注目したいのは「女子とは爵を賜ふ者の妻を謂ふ」という説が、李賢注所引『前書音義』では姚察、顏師古注では顏師古自身の説となつており、『後漢書』と『漢書』では、異なつていることである。もし、李賢注が顏師古注だけしか参照していないのであれば、顏師古が剽窃して自分の説としているこの説が、本来は姚察の説であるとは分からぬはずだからである<sup>16</sup>。つまり、この事例より、李賢注が『前書音義』の説を作成する時に参照していたものは、顏師古注だけではなかつたことが分かるのである。李賢注は、顏師古注以外の注釈をも含めて、『漢書』に附された注釈を引用する場合には、『前書音義』という名称により引用していたことが理解できるのである。

以上のように、『後漢書』李賢注に引用される『前書音義』とは、『前書音義』という名称を持つ特定の著書を指すものではなかつた。『漢書』の顏師古注を中心とした複数の『漢書』の注釈書を引用する際に、汎用的に用了た名称が『前書音義』なのである。

## おわりに

『漢書』の顏師古注は太宗の貞觀十五（六四一）年に完成し、『文選』の李善注は高宗の顯慶三（六五八）年に完成した。高宗の儀鳳元（六七六）年に完成した『後漢書』の李賢注の音義の中核を成す『前書音義』は、顏師古注の影響下に置かれていた。現行本に「顏師古曰」の字句を含む『文選』李善注が、竄入を受けない本来の姿では顏師古の影響を受けていないとされることと（富永一登注<sup>3)</sup>所掲著書）、対照的な結論を得た。皇太子という上進された顏師古注を自由に扱い得る立場の李賢が編纂し、「漢書を沛王（の李）賢に授」けたとされる劉訥言という漢書学の宗匠が関与していたことを考えると、当然の結論とも言えよう。残られた課題は、史実を付加するための注と『文選』李善注との関わりであるが<sup>19)</sup>、その問題については、稿を改めて論じることにしたい。

## 〔注〕

(1) 『後漢書』の解題については、渡邊義浩「解題『後漢書』とその時代」（『全譯後漢書』第一冊 本紀（一）、汲古書院、二〇〇一年）、吉川忠夫「『後漢書』解題」（『後漢書』第一冊 本紀一、二〇〇一年）を参照。

(2) 劉昭と「集注後漢」については、小林岳「劉昭と『集注後漢』」（『史滴』一三、一九九二年）、「劉昭の『後漢書注補志序』訳注」（『早稲田大学高等学院研究年誌』三七、一九九三年）、「劉昭の『後漢書』補志について」（『後漢書』補成考）（『早稲田大学高等学院研究年誌』三八、一九九四年）、「劉昭の『後漢書』注について—『集注後漢』の内容をめぐって」（『史学雑誌』一〇六・七、一九九七年）を参照。

(3) 富永一登『文選李善注の研究』(研文出版、一九九九年) を参照。

(4) 趙翼『廿二史劄記』卷二十 唐初三禮漢書文選之学。

(5) 吉川忠夫「顏師古の『漢書』注」(『東方学報』五一、一九七九年、『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四年に所収)。

(6) 則天武后的專制については、横田滋「武周政權成立の前提」(『東洋史研究』一四一四、一九五六年)、松島才次郎「則天武后的擁立をめぐって」(『北大史学』一一、一九六六年)、「則天武后的称制と篡奪」(『信州大学教育学部研究論集』一九、一九六七年) を参照。

(7) 渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』(雄山閣出版、一九九五年) を参照。

(8) 李賢の死をめぐる諸説および一九七二年に出土した「大唐故章懷太子并妃清河房氏墓誌銘」については、廖彩梁「論章懷太子李賢之死」(『考古与文物』一九八四一二、一九八四年) を参照。

(9) 『唐會要』卷三十六に、「儀鳳元年十二月二日、皇太子賢上所注後漢書」とある。なお、李賢注の執筆時期について、周曉瑜「李賢注『後漢書』起訖時間考」(『文史哲』一九九一—五、一九九一年)は、六七五年七月三日から六七七年一月一日までの約一年半を執筆時期としている。また、周曉瑜「李賢『後漢書注』評議」(『吉林大學社會科學學報』一九九二—四、一九九二年)は、李賢注の七つの利点と三つの欠点を論じている。

(10) 王鳴盛『十七史商榷』卷一十九 劉昭李賢注。

(11) 裴松之の『三國志』注が、本格的な史料批判を行った最初の注釈であり、その新しい学問の様式に史学の

経学からの自立を求めるこことについては、渡邊義浩「『史』の自立—魏晉期における別傳の盛行を中心として」

『史学雑誌』一一一四、一〇〇三年）を参照。

(12) 渡邊義浩・岡本秀夫・池田雅典（編）『全譯後漢書』本紀（一）・（二）（汲古書院、二〇〇一・二〇〇四年）の索引を参照。

(13) 『後漢書』李賢注に引用された音義に係わる書の音韻の研究には、大島正一「後漢書音義音韻考」（『北海道大学文学部紀要』三九、一九七六年）がある。

(14) 『漢書音義』という名称ではないが、このほかにも『漢書』に係わる音義の書は、多く著されていた。それらの書籍に関しては、吉川忠夫注<sup>(5)</sup>所掲論文、および遠藤由美子「裴駟『史記集解』に引かれる『漢書音義』（一）（二）」（『梅光女学院大学論集』二七・二九、一九九四・一九九六年）、「顔師古注『漢書』に採り入れられた『漢書音義』」（『慶谷壽信教授記念 中国語学論集』好文出版、二〇〇二年）を参照。

(15) ただし、『後漢書』列傳五十九 何進傳には、「前書音義曰く、大行とは反らざるの辭なり」と「韋昭曰く…」が「前書音義曰く…」となつて引用されている。この『前書音義』が韋昭本来のものであるか、本稿で検討している『前書音義』であるかについては、検討の必要がある。

(16) 阮元校勘『十三經注疏』のみならず、唐の開成石經も「断其後之木而弗殊」を作る。

(17) 顔師古注そのものも、実は他人の説を多数剽窃していること、あるいは司馬貞『史記索隱』もまま顔師古注を無断借用していることについては、吉川忠夫注<sup>(5)</sup>所掲論文および富永一登注<sup>(3)</sup>所掲著書を参照。

(18) 顏師古注と姚察『漢書』注との関係については吉川忠夫注(5)所掲論文を参照。

(19) 両者の関係は、富永一登注(3)所掲著書で一部検討され、李賢注に比しての李善注の特徴は、言語表現への関心が極めて高いことにある、と理解されている。

表一「李賢注引前書音義と漢書顏師古注」

「一致」項目の凡例 ◎ほぼ完全に一致、○顏師古注を節略、△顏師古注を踏まえて敷衍、  
▲二カ所以上の顏師古注を纏める、×顏師古注と無関係

番号	一致	李賢注引前書音義		漢書顏師古注	
		字句	卷	字句	卷
1	○	前書音義曰、 <u>孛星光芒短</u> 、蓬然。張、南方宿也。	1 上	文穎曰、孛・彗・長 三星、其占略同、然其形象小異。 <u>孛星光芒短</u> 、其光四出蓬萊孛也。彗星光芒長、參參如埽彗。長星光芒有一直指、或竟天、或十丈、或三丈、或二丈、無常也。大法、孛・彗星多爲除舊布新、火災・長星多爲兵革事。	4
2	△	前書音義曰、 <u>小於鄉曰聚</u> 。	1 上	師古曰、聚、小於鄉。聚音才喻反。	12
3	◎	前書曰、司隸校尉本周官、武帝初置。……（前書）音義云、 <u>以掌徒隸而巡察</u> 、故曰司隸。	1 上	師古曰、 <u>以掌徒隸而巡察</u> 、故云司隸。	19 上
4	△	前書音義曰、 <u>諸于</u> 、 <u>大掖衣</u> 也、如婦人之 <u>桂衣</u> 。	1 上	師古曰、 <u>諸于</u> 、 <u>大掖衣</u> 、即桂衣之類也。	98
5	△	前書音義曰、 <u>鄆</u> 、山名。鄆、 <u>壘</u> 也。鄆山至此而壘、城郭從 <del>是</del> 皆從邑、因以名焉。	1 上	張晏曰、鄆鄆山、在東城下。單、壘也。城郭從邑、故加邑云。	28 下
6	○	前書音義曰、 <u>舊時郡國皆有材官</u> 、騎士、 <u>以赴急難</u> 、令夷反、常兵不足以討之、故攢選取精勇、閥命奔走、故謂之奔命。	1 上	應劭曰、 <u>舊時郡國皆有材官</u> 、騎士、 <u>以赴急難</u> 、令夷反、常兵不足以討之、故攢選取精勇、閥命奔走、故謂之奔命。	7
7	×	前書音義曰、蒲陽山、蒲水所出。	1 上		
8	△	前書音義曰、直騁曰馳、亂騁曰 <del>驅</del> 。	1 上	師古曰、 <u>亂馳曰驅</u> 。	64 上
9	○	前書音義曰、 <u>令甲</u> 、女子犯徒遣帰家、每月出錢雇人於山伐木、名曰屢山。	1 上	如淳曰、已論者、罪已定也。 <u>令甲</u> 、女子犯罪、作如徒六月、願山遣歸。說以爲當於山伐木、聽使入錢願功直、故謂之願山。	12
10	○	前書音義曰、 <u>中都官</u> 、謂京師諸官府也。	1 上	師古曰、 <u>中都官</u> 、京師諸官府。	7
11	○	殊死謂斬刑。殊絕也。左傳曰、斬其木而弗殊。一切謂攢時、非久制也。	1 上	如淳曰、死罪之明白也。左傳曰、斬其木而弗殊。韋昭曰、殊死、斬刑也。師古曰、殊絕也、異也。言其身首離絕而異處也。 師古曰、……一切者、攢時之事、非經常也。猶如以刀切物、苟取整齊、不顧長短縱橫、故言一切。	1 下
12	○	前書音義曰、原、再也。謂已立廟、更立者爲原。	1 上	文穎曰、高祖已自有廟、在長安城中、惠帝更於渭北作廟、謂之原廟。爾雅曰、原者再。再作廟也。	9

13	◎	前書音義曰、復謂除其賦役也。	1 上	師古曰、復者、除其賦役也。	1 上
14	◎	前書音義曰、律、殺不辜一家三人爲不道。	1 下	如淳曰、律、殺不辜一家三人爲不道。	84
15	◎	前書音義曰、二歲刑爲罰作、二歲刑已上爲耐。	1 下	蘇林曰、二歲爲罰作、二歲刑以上爲耐。耐、能任其罪也。	4
16	▲	前書音義曰、長水地名。胡騎所屯。射聲謂工射者也。夜中聞聲則射之。因以爲名。	1 下	師古曰、長水、胡名也。宣曲、觀名。胡騎之屯於宣曲者。 服虔曰、工射者也。冥冥中聞聲則中之、因以名也。	19 上
17	◎	前書音義曰、刺史每歲盡則入奏事京師。	1 下	師古曰、刺史歲盡輒奏事京師也。	84
18	○	前書音義曰、逗是曲行避敵也。漢法、軍行逗留畏憚者斬。	1 下	應劭曰、逗、曲行避敵也。……如淳曰、憲法、行而逗留畏懼者要斬。	52
19	△	前書音義曰、贖有赦令去其鉗鉞、赭衣、謂之斂刑。	1 下	孟康曰、復音服、謂弛刑徒也。有赦令詔書去其鉗鉞、赭衣。……	8
20	△	前書音義曰、邊方備警急、作高土臺、臺上作桔槔、槔頭有兜鍪。以薪草置其中、常低之。有寇即火然舉之以相告、曰烽。又多積薪、寇至即燃之、以望其煙、曰燧。張晏曰、晝舉烽、夜燔燧也。師古曰、張說誤也。晝則燔燧、夜則舉烽。	1 下	文穎曰、邊方備胡寇、作高土櫓、櫓上作桔槔、槔頭兜鍪、以薪草置其中、常低之。有寇即火然舉之以相告、曰烽。又多積薪、寇至即燃之、以望其煙、曰燧。張晏曰、晝舉烽、夜燔燧也。師古曰、張說誤也。晝則燔燧、夜則舉烽。	48
21	◎	前書音義曰、鉞、足鉞也。	1 下	師古曰、鉞、足鉞也。音徒計反。	24 下
22	○	前書音義曰、沙土曰幕、即今磧也。	1 下	應劭曰、幕、沙幕、匈奴之南界也。臣瓊曰、沙土曰幕。直度曰絕。	6
23	○	前書音義曰、人道尚右。貢犧天子仕諸侯爲左寘。	1 下	應劭曰、人道尚右、今食天子而仕諸侯、故謂之左寘也。	14
24	△	蠶室宮刑獄名。宮刑者畏風、須暖、作竈窯蓄火如蠶窯。因以名焉。審音一禁反。見前書音義。	1 下	師古曰、謂腐刑也。凡養蠶者、欲其溫而早成、故爲窯窯蓄火以置之。而新腐刑亦有中風之患、須入窯窯乃得以全、因呼爲蠶室耳。	59
25	○	前書音義曰、太史公武帝置、位在丞相之上。	1 下	如淳曰、漢儀注、太史公、武帝置、位在丞相上。天下計書先上太史公、副上丞相、序事如古春秋。遷死後、宣帝以其官爲令、行太史公文書而已。	62
26	△	前書音義曰、男子者謂戶內之長也。	2	蘇林曰、男賜爵、女子賜牛酒。師古曰、賜爵者、謂一家之長得之也。	4

27	○	前書音義曰、復土主穿墳填塞 事也。言下棺訖、復以土爲 墳、故貢復土。	2	如淳曰、主穿墳厥瘞事也。師古曰、穿墳出土下 棺也。已而厥之、又即以爲墳、故云復土。	4
28	○	前書音義曰、更有三品、有卒 更、有踐更、有過更。古正卒 無常、人皆當迭爲之。一月一 更、是爲卒更。貧者欲得雇更 錢、次直者出錢雇之。月二 千、是爲踐更。古者天下人皆 當戍邊三日、亦名爲更。不可 人人自行三日戍、當行者不可 往即還、因住一歲。次直者出 錢三百雇之。謂之過更。	2	如淳曰、更有三品、有卒更、有踐更、有過更。古 者正卒無常、人皆當迭爲之。一月一更、是謂卒更 也。貧者欲得雇更錢者、次直者出錢雇之。月二 千、是謂踐更也。天下人皆當戍邊三日、亦名爲 更。律所謂繇戍也。雖丞相子亦在戍邊之調、不可 人人自行三日戍、又行者當自戍三日、不可往便 還、因便住一歲一更。諸不行者、出錢三百入官、 官以給戍者、是謂過更也。……	7
29	▲	前書音義曰、右趾謂別其右 足、次刖左足、次劓、次黥、 次箇鉗爲城旦春。城旦者晝日 伺寇虜、夜更築長城。春者婦 人犯罪、不任軍役之事、但令 春以食徒者。	2	臣瓚曰、文帝除肉刑、皆有以易之、故以完易箇、 以笞代劓、以鈸左右止代刖。今既曰完矣、不復云 以完代完也。此當言箇者完也。……師古曰、斬右 止者棄市、故入於死。以笞五百代斬左止、笞三百 代劓、笞數既多、亦不活也。 應劭曰、……城旦者、旦起行治城。春者、婦人 不豫外徭、但春作糲。皆四歲刑也。……	23
30	○	前書音義曰、燒丁盜反。	2	師古曰、……燒意丁盜反。	91
31	○	前書音義曰、漢律、三人已上 無故羣飲、罰金四兩。今恩詔 橫賜、得令聚會飲食五日。	2	文穎曰、音步。漢律、三人以上無故羣飲酒、罰金 四兩。今詔橫賜得令會聚飲食五日也。	4
32	△	前書音義曰、城下有泉、其味 若酒、因名酒泉焉。	3	應劭曰、某水若酒、故曰酒泉也。師古曰、舊俗傳 云、城下有金泉、泉味如酒。	28 下
33	○	前書音義曰、折竹以纓懸連 之、使人不得往来、謂之籬。	3	蘇林曰、折竹以纓懸連禁籬、使人不得往来、律名 爲籬。	8
34	○	前書高廟飲酌、奏武德、五行 之舞。音義云、正月旦作酒、 八月成、名曰酌者、言酌也。 武帝時因八月嘗酎、令諸侯出 金助祭、所謂酎金也。	3	張晏曰、正月旦作酒、八月成、名曰酌。酌之貢祫 也。至武帝時、因八月嘗酎會諸侯廟中、出金助 祭、所謂酎金也。	5
35	○	前書音義曰、湛園、衛之苑 也。	3	晉灼曰、湛園、衛之苑也。	29
36	○	前書音義曰、鬼薪、白粲已 上、皆三歲刑也。男子爲鬼 薪、取薪以給宗廟。女子爲白 粲、使擗米自粲粲然。	3	應劭曰、……今皆就鬼薪白粲。取薪給宗廟爲鬼 薪、坐擗米使正自爲白粲、皆三歲刑也。	3

37	△	前書音義曰、長平坂在池陽南。有長平觀。去長安五十余里。	3	如淳曰、阪名也。在池陽南。上原之阪有長平觀。去長安五十里。	8
38	◎	前書音義曰、令有先後、有令甲、令乙、令丙。	3	如淳曰、令有先後、故有令甲、令乙、令丙。	8
39	△	前書音義曰、莧、葉裏白皮也。	3	張安曰、莧、葉裏白皮也。	53
40	○	前書音義曰、時、神靈之所止者。	3	孟康曰、時音止、神靈之所止也。	1 上
41	○	前書音義曰、蘇林目、男賜爵、女子賜牛酒。姚察云、女子謂賜爵者之妻。	3	蘇林目、男賜爵、女子賜牛酒。師古曰、賜爵者、謂一家之長得之也。女子謂賜爵者之妻也。……	4
42	○	前書音義曰、扮、自檢。高祖里社在豐縣東北十五里。	3	晉灼曰、扮、自檢也。社在豐東北十五里。	25 上
43	◎	前書音義曰、縣官謂天子。	4	如淳曰、縣官謂天子。	68
44	▲	前書音義曰、公車、署名也。公車所在、故以名焉。	4	師古曰、……而上書奏事謁見之徒皆詣北闕、公車司馬亦在北焉。是則以北闕爲正門。……如淳曰、……北闕、公車所在。	1 36
45	○	前書音義曰、肥子奔燕、封於此。	4	應劭曰、肥子奔燕、燕封於此也。	28 下
46	◎	前書音義曰、舊制、使郡丞奉歲計。	4	如淳曰、舊法、賞使丞奉歲計。	64 下
47	△	前書音義曰、陳留本鄭邑也。後爲陳所并、故曰陳留。	4	孟康曰、留、鄭邑也。後爲陳所并、故曰陳留。臣瓊曰、宋亦有留、彭城留是也。留屬陳、故稱陳留也。師古曰、瓊說是也。	28 上
48	○	前書音義曰、策謂有甲乙之次第。	5	孟康曰、有甲乙次第、故曰策也。	1 下
49	○	前書音義曰、禮有太行人、有小行人、主譏量寘也。	5	晉灼曰、禮有太行人、小行人、主譏量、故以此名之。	5
50	▲	前書音義曰、天下人皆戍邊三月、不可人人自行。行者自戍三月、不可往復還、因便住一歲。諸不行者、出錢三百入官、官以給戍者。言過其充更之月、故曰過更。又曰、人年十五至五十六、出賦錢、人貲二十爲一筭。	5	如淳曰、更有三品、有卒更、有踐更、有過更……天下人皆自戍三月、亦名爲更、律所謂繇戍也。雖丞相子亦在戍邊之調。不可人人自行三月戍、又行者當自戍三月、不可往復還、因便住一歲一更。諸不行者、出錢三百入官、官以給戍者、是謂過更也。 如淳曰、漢儀注民年十五以上至五十六出賦錢、人貲二十爲一筭、爲治庫兵車馬。	7 1 上
51	◎	前書音義曰、故夜郎國也。	5	應劭曰、故夜郎國。	28 上
52	◎	前書音義曰、羨田日曆。	5	師古曰、羨田日曆。	78

53	○	前書音義曰、甲科謂作簡策難問、列置案上、任試者意投射取而答之、謂之射策。上者爲甲、次者爲乙。若錄政化得失、顯而問之、謂之對策也。	6	師古曰、射策者、謂爲難問疑義書之於策、彙其大小署爲甲乙之科、列而置之、不使彰顯。有欲射者、隨其所取得而釋之、以知優劣。射之、言投射也。對策者、顯問以政事經義、令各對之、而觀其文辭定高下也。	78
54	○	前書音義曰、犯謂七寸內光芒相及。	6	孟康曰、合、同舍也。散、五星有變則其精散爲祆星也。犯、七寸以內光芒相及也。	26
55	△	前書音義曰、壩、城郭旁地。	7	師古曰、……壩、餘也。宮壩地、謂外垣之外、內垣之外也。諸緣河壩地、廟壩地、其義皆同。	24 上
56	△	前書音義曰、臺、障也。掩、裏也。	8	師古曰、臺、罪也。掩、專固也。	66
57	○	前書音義曰、眾罵、連闕曲閨也、竟浮思。	8	師古曰、眾罵、謂連闕曲閨也、以覆重刻垣墉之處、其形眾罵然、一曰屏也。眾音浮。	4
58	◎	前書音義曰、有聲爲天狗、無聲爲托矢。	9	蘇林曰、有聲爲天狗、無聲爲枉矢也。	36
59	△	前書音義曰、長平、阪名也、上有觀。在池陽寃南、去長安五十里。今涇水南原眭城是也。	9	如淳曰、阪名也。在池陽南。上原之阪有長平觀、去長安五十里。師古曰、涇水之南原、即今所謂眭城阪也。	8
60	◎	前書音義曰、后夫人雞鳴佩玉去君所、周康王后不然、故詩人歎而傷之。見魯詩。	10 上	李奇曰、后夫人雞鳴佩玉去君所。周康王后不然、故詩人歎而傷之。臣瓊曰、此魯詩也。	60
61	○	前書音義曰、甲令者、前帝策二貪也、有甲令、乙令、丙令。	10 上	文穎曰、……令甲者、前帝策第一令也。如淳曰、令有先後、故有令甲、令乙、令丙。	8
62	△	前書音義曰、導宦、主導捉米以供祭祀。尚方、掌工作刀劍、鑄物及刻玉爲器。	10 上	師古曰、……導宦、主擗米。……尚方、主作禁器物。	19 上
63	○	前書音義曰、其社中樹暴長、故名長社。	10 下	應劭曰、宋人圍長葛是也。其中樹暴長、更名長社。師古曰、長讀如本字。	28 上
64	◎	前書音義曰、且中於頭上、景在已下、故名之。	10 下	如淳曰、且中於頭上、景在已下、故名之。	28 下